XXI. ドイツ連邦共和国

＜要約＞

	概要	特徴
1. 金融制度の概要	○銀行等の業態分類と機関数・根拠法（2023 年 4 月末） ・商業銀行：大銀行3、地方銀行・その他商業銀行132、外国銀行支店108（銀行法） ・公的部門銀行：州立銀行等6、貯蓄銀行358（州法等） ・信用協同組合733（協同組合法等） ・不動産抵当銀行8（抵当銀行法） ・住宅建築貯蓄銀行18（建築組合法及び州法） ・特殊銀行18（各機関根拠法）	○銀行の大部分が、幅広い金融サービスを提供する「ユニバーサルバンク」。ユニバーサルバンクは、商業銀行、公的部門銀行、信用協同組合の 3 つに分類され、公的部門銀行や信用協同組合の存在感が大きいのが特徴。 ○ドイツ連邦銀行の統計では、大銀行（商業銀行）として、ドイツ銀行、コメルツ銀行、ウニクレディト（ヒポ・フェラインス）銀行の 3 行が分類されている（DBPKF はドイツ銀行と統合）。
	○監督官庁 ・欧州連合（EU）の単一監督メカニズムの下、規模の大きい銀行は、欧州中央銀行（ECB）が直接監督。 ・規模の小さい銀行は、連邦金融監督庁（BaFin）による監督を通じ、ECB が間接監督。なお、日常的な検査業務（金融機関からの年次報告書や監査報告書の検査、定期的検査等）は、ドイツ連邦銀行が担当。	○ドイツの銀行では、22 行が ECB の直接監督の対象（2023 年 1 月時点）。
	○預金保証制度 ・商業銀行はドイツ銀行協会の、公的部門銀行はドイツ公的銀行協会の法定保証制度に、各々、強制加盟。各銀行協会は任意保証制度も持ち、法定保証制度を補完する。貯蓄銀行と信用協同組合については、機関保護制度（IPS）という個別の保証スキームを持つ。	○2015 年の預金保証法により、法定預金保証の限度額は 1 金融機関 1 預金者につき 10 万ユーロ。任意保証制度は、10 万ユーロを超える部分に保証を提供。

2. 郵便貯金の概要	○設立経緯・沿革概要 ・元々、ドイツでは郵政 3 事業（郵便、郵貯、電気通信）は連邦固有行政だったが、1980 年代以降の郵政改革を経て、郵貯を担う事業体が「ポストバンク」として民間株式会社化されると共に、銀行法による免許を受けた金融機関となった。 ・ポストバンクは、1999 年に郵便を担う事業体である「ドイツポスト」の子会社になったが、2004 年にドイツポストはポストバンク株を部分売却、2010 年以降はドイツ銀行の子会社となっている。 ・ドイツ銀行は、2015 年にポストバンクを売却する方針を示したが、2017 年に同方針を撤回した。 ・2018 年 5 月には、ドイツ銀行のプライベートバンキング部門子会社（DBPFK）とポストバンクが統合。 ・2020 年 5 月ドイツ銀行と DBPFK が統合。 ・2023 年 7 月、ドイツ銀行はポストバンクとの IT プラットフォームの統合を完了。	○ドイツ銀行は合併後も 2 ブランドをそのまま継続（Two brands - one bank 戦略）。
	○組織・経営形態（以下、特に記載がなければ 2017 年末時点） ・総資産 1,453 億ユーロ（4 大銀行の 1 つ） ・顧客約 1,300 万人、17,441 人の従業員 ・国内支店網約 600 カ店（2023 年 9 月時点） ・給与振込・決済で利用される個人振替口座数は 497 万口座あり、国内最大。ATM 数（3,590）も国内最大。	○自らの支店網約 700 に加え、ドイツポストの郵便局網（約 2,000 カ店）でも金融商品を提供している。 ○2017 年の貸付をセクター別にみると、個人向けが 49.4%で最大。
	○ドイツポストとの関係 ドイツポストが運営する国内約 13,000 郵便局のほぼ全てが委託郵便局となっている。このうち、ポストバンクの基本的な金融サービスを取り扱う約 2,000（2022 年 3 月時点）の郵便局にはドイツ銀行が手数料を支払っている。	◦ポストバンクの約 600 の支店では郵便業務も取り扱っており、ドイツポストから手数料収入を得ている。
	○主な業務 ・預金（振替口座・貯蓄口座）、貸付（住宅ローン、消費者ローン、法人ローン等）、クレジット/デビットカー	◦2021 年 6 月 21 日以降にポストバンクブランドで開設される新規

	ドのほか、保険、投資信託などの販売を行っている。 ・ポストバンクは 2016 年 11 月 1 日、振替口座に口座維持手数料を導入。加えて、2020 年 5 月 18 日以降、ポストバンクブランドを含むドイツ銀行の個人新規口座の預金 10 万ユーロ超部分に実質的なマイナス金利である高額預金保管料が導入。	口座では、振替口座と投資用口座について高額預金保管料を課す閾額が 5 万ユーロ超に引き下げられ、2021 年 9 月 1 日からは既存顧客に対しても高額預金保管料を導入。
3．最近の金融動向と今後の展望	• ドイツでは、インターネットを通じて金融取引が行われる「オンライン・バンキング」と、金融機関が FinTech 企業等と連携してサービスを提供する「オープン・バンキング」という、2 つの意味でデジタル化が進む。 • FinTech 企業による資金調達は、拡大基調にあるものの、増勢鈍化。FinTech 市場が充実期に差し掛かったといえるだろう。 • ドイツで最もポピュラーな決済手段は現金である。しかし、長期的には現金決済の比率は低下傾向にあり、非現金決済の比率が高まっている。非現金決済の中では、デビットカード決済が選好されている。一方でクレジットカード決済は限定的である。 • ドイツには、支店を持たず、電話、ファクシミリ、手紙、インターネット等を通じて銀行業務を行う Direktbank という形態が 1990 年代に誕生している。こうした銀行がインターネット専業銀行の原点。	○オープン・バンキング普及の背景にあるのは、EU の 2 つの規制（「第 2 次決済サービス指令」PSD2 と「一般データ保護規則」GDPR）である。 ○2017 年時点の現金決済比率は 47.6%であったが、コロナの影響もあり 2021 年には 29.9%に低下し決済の非現金化が急速に進展。 ○2021 年時点でオンライン決済比率は 7.7%、モバイル決済 1.6%である。 ◦ドイツで最大のインターネット専業銀行は、ING-DiBa である。オランダの ING グループが 100%株主となった ING-DiBa は、金利変動型の一時貯蓄口座（Tagesgeldkonto）が人気商品となり、金融危機下でも急成長を続けたリテール銀行である。インターネット専業銀行ではトップで、総資産 1,982 億ユーロ（2022 年 12 月末）約 900 万以上の国内顧客を抱えている。

	○IT 人材育成・活用 ・2016 年 11 月に白書「労働 4.0（Weiβbuch Arbeiten 4.0）」を発表。デジタル化への適応に向けた労働分野の政策提案を提示。 ・職業および職業教育・訓練のデジタル化に関するイニシアティブを立ち上げ、将来的なスキル需要の見通しや代替される可能性のある職業の特定等に着手。 ・公的職業訓練制度における職業のスクリーニングや訓練規則の更新し、IT 人材の育成を実施。 ・ドイツ銀行は 2020 年 12 月に、銀行業務のクラウドへの移行およびクラウドベースの金融サービスの共同開発を目的に、グーグル・クラウドと戦略的パートナーシップを締結。行員にクラウド・コンピューティング・スキルを付与するため、Google Cloud Skills Boost 等を活用。パートナーシップ締結後の 18 カ月間で 5,000 人以上が訓練プログラムを受講。	○2011 年に産業政策「インダストリー4.0（Industrie 4.0）」を発表。同政策は、前年の 2010 年に策定した科学技術イノベーション計画「ハイテク戦略 2020」のプロジェクトのひとつであり、IT 技術による産業革命（第 4 次産業革命）を目指す。
	○生成 AI の活用 ・ドイツ銀行のプライベートバンキング部門において、富裕層顧客のポートフォリオの分析およびレコメンデーションの作成に、生成 AI を活用。また、AI 戦略として 2024 年には、現在試験運用中の 25 件ほどのプロジェクトの稼働開始を計画。現状 300 名の AI 人材を 2～3 倍に増強予定。	○2018 年 11 月に「AI 国家戦略（Strategie Kűnstliche Intelligenz der Bundesregierung）」を発表。DX の進行に対応する国際競争力強化に向けた AI 振興策と AI の普及に伴う経済・社会的リスクへの対処について、政策を取りまとめた。 ・2020 年 12 月には、同戦略の改訂を閣議決定し、2025 年までの連邦政府による投資計画を当初の 30 億ユーロから 50 億ユーロに拡大。
	○金融包摂 • ドイツにおける金融包摂の水準は高く、18 歳以上の殆ど全てが振替口座を保有している。 • ただし現実には、口座を有さない人も存在し、政策対応が進められてきた。2016 年には「決済口座法」が施行され、これまでなら口座保有が困難だった人の口座開設が	○決済口座法が想定するのは、例えば、難民申請者のようにドイツ定住が認められていない人である。

	銀行に義務付けられている。 ○高齢化対策 ・ドイツでは高齢者のデジタルリテラシー不足が課題であり、高齢者の利益団体である BAGSO がデジタル化に対する高齢者教育を実施している。また、高齢者が詐欺被害等を受けやすく消費者保護の観点から BaFin（連邦金融監督局）が BAGSO と連携し、パンフレットの作成、セミナーの開催やトラブル時のヘルプライン（無料）の設置を実施している。	○ドイツの高齢化率は 22.06％で欧州の中でも比率が高い。（フランスは 2022 年末現在 21.5％） ○左記のような取り組みは、団体の自発的コミットメントに止まっている状況。